

第 7 期 第 3 回練馬区環境審議会

日時 : 令和元年10月30日(水) 午後2時～3時40分

会場 : 区役所本庁舎5階庁議室

出席者 :

委員(五十音順) :

石神委員、伊東委員、岩橋委員、小口委員、黒川委員、古山委員、新堀委員、
高崎委員、高橋委員、梨元委員、則委員、服部委員、宮本委員、藪本委員、
横倉委員、若林委員

区側 環境部長、環境課長、みどり推進課長、清掃リサイクル課長

○環境課長 本日は16名の方のご出席をいただき、過半数に達しているため、環境審議会は成立しております。

○会長 事務局から委員の出席状況について報告がありましたように定足数に達しているということですので、ただいまから第7期第3回の練馬区環境審議会を開会いたします。

○事務局 本日は、新しく委員になられた方の委嘱とご紹介がございます。

○環境課長 今回初めて委員となられる方に、環境部長から委嘱状をお渡しいたします。お名前を読み上げますので、自席にてお受け取りください。

(環境部長から委員に委嘱状を交付)

○環境課長 委員から一言お願いします。

(委員から挨拶)

○事務局 ありがとうございました。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りした資料は、次第、前回7月10日会議録の案、資料1として「次期練馬区環境基本計画の骨子について」、資料2として「環境指標の設定について」、資料3として「羽田空港機能強化に関する新飛行経路の決定等について」。この資料3には、別紙の1から6までが添付されております。

以上、不足のある方はいらっしゃいますか。

(なし)

○事務局 事務局からの確認事項は以上です。

○会長 それでは、まず、前回の会議録について、確認したいと思います。事務局からお願いします。

○事務局 令和元年7月10日開催第2回審議会会議録の案につきましては、皆様ご確認いただき、どうもありがとうございました。

ご指摘のありました箇所を反映させてお手元の案としたところです。

○**会長** 前回の会議録についてはご承認をいただいたということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○**会長** それでは、承認をいただいたということで、先に進ませていただきます。

お手元の会議次第に沿って会議を進めます。

本日は審議事項が1件、報告事項が1件です。4時終了を目途にしておりますので、皆様のご協力をお願いします。

それでは、第1の審議事項である練馬区環境基本計画の改定について、資料に基づいて説明をお願いいたします。

○**環境課長** それでは、次期練馬区環境基本計画の骨子について、資料1によりご説明させていただきます。

(環境課長が資料1の説明)

○**会長** ご説明ありがとうございました。ご意見やご質問があればお願いします。

○**委員** 今回、配られた資料1ですが、これだけ新規施策がたくさん入った理由をもう少し詳しくご説明いただけたらと思います。

○**環境課長** 赤マルで印をつけた新たな施策が目を引いているということだと思います。まず、「みどり」の分野については、今年度新たに策定したみどりの総合計画を基にしている部分が多くあります。

そもそも、この環境基本計画は、個別計画があるものはそれを取り組んでいくという方針ですので、新たな個別計画で定めたものは、そのような形で進めております。

また、みどりの風吹くまちビジョンも、第2次ビジョンとしてこの3月に新たに策定されました。

そこで変わった部分については、当然この環境基本計画に取り込んでいかなければならないということで、第2次ビジョンの中で今回新たに項目となった取組のうち、環境基本計画の中でまだ項目化されていないものを新規施策として記載しています。

○**委員** 第2次ビジョンと整合させる主な施策が4つの分野の中にあります。(1)と(4)にそれぞれ、「個人のみどりを地域で守る仕組み」と書いてありますが、抽象的になっており、以前よりもわかりにくくなったような気がします。どのように考えているのでしょうか。

○**みどり推進課長** 今、環境課長からもありましたが、みどりの総合計画の中でこの施策が立てられています。具体的には、例えば落葉の問題や生け垣です。生け垣化を区では推進しているのですが、維持管理の手間がかかるということで、なかなか大変だという声をいただいています。それを少し地域で取り組んで、所有者の負担を軽減していく中で、緑が残るような仕組みをつくっていかうということで、今年から2地区ほど地域に入り、そこでの課題を聞き取りながら、今年と来年で、仕組みを作っていくという流れで動いているところです。

○**環境部長** 先ほど環境課長からもあったように、「みどり」の分野については、緑化委

員会という附属機関がございます。

それとはまた別に、みどりの区民会議の中で、広く区民からご意見をいただいて、新しい計画の内容を検討した経過がございます。

その中で、個人のみどりは、個人だけに任せるのではなく、地域全体で何とかできないだろうかということで、新たにみどりの総合計画に入れた経緯がありますので、別のところでも十分に議論した上で入っているもののご理解いただければと思います。

○会長 ほかに何かありますか。

○委員 質問というよりも確認です。

前回の審議会で、基本計画は5分野でやろうというお話がありました。

今回の案では4分野になり1つ減っている。数にこだわるわけではないが、協働の取り組みがベースということで、図『1 分野毎の目標・方針』では「環を広げて協働の取組を推進する」は、戦略計画20との整合性ということになっています。

そうすると、今日の資料には不自然な感じがある。図『1 分野毎の目標・方針』に時計周りで「みどり」、「エネルギー」、「地域環境」、「清掃・リサイクル」と4つの分野が入っているが、それを『2 第2次ビジョンと整合させる主な施策』で文章として展開すると、「みどり」、「エネルギー」も「地域環境」は入っているが、「清掃・リサイクル」分野と循環型社会が主な施策から消えてしまっている。前回の5分野から4分野にしたことで不整合が出ている。循環型社会というアイテムは、『2 第2次ビジョンと整合させる主な施策』の中では、「(2) エネルギー」のところに、清掃工場の活用いう形で取り込まれたように思う。図『1 分野毎の目標・方針』では明確にあった文言が、『2 第2次ビジョンと整合させる主な施策』では主な施策が4つになると、「(4) 協働の取組」が入ってきて循環型が消えたように見えたのですが、これについて、検討の経緯があれば教えてください。

○環境課長 『2 第2次ビジョンと整合させる主な施策』には、タイトルにあるとおり、第2次ビジョンから基本計画にかかる部分を抜き出しています。

第2次ビジョンは、戦略計画を21掲げています。21ある戦略計画のうち、環境基本計画に関わるのは14、15、12と20の4分野です。

区の全ての分野について戦略計画が関連づけられているわけではございません。「清掃・リサイクル」については、戦略計画との直接の関連付けではなく、第四次一般廃棄物処理基本計画を柱とし、その計画上の施策を環境基本計画と整合を取って取り込んでいくという構造のため、このような記載としています。

『2 第2次ビジョンと整合させる主な施策』のところに「清掃・リサイクル」の記載がないのは、第2次ビジョンの21の戦略の中にはこの分野がないためですので、ご理解いただければと思います。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 私が質問したかったのは、分野が5つから4つになった理由は何でしょうかということです。

○環境課長 失礼しました。

図『1 分野毎の目標・方針』を見ていただくと、図の真ん中に、共通目標「環を広げて協働の取組を推進する」を他の4つの分野にかかるものとして掲げています。今回の資

料ではこのように共通目標という形にしましたが、前回の資料では共通目標という形ではなく、1つの分野として独立させていました。そうしたことで前回は分野を5つとしていました。

この共通目標の施策である「協働の取組」をどのように、どの分野のどの施策に置いていくかは、これから計画を策定する中で考えていきます。分野ごとの施策を進めるためには協働の取組は重要なものです。『2 第2次ビジョンと整合させる主な施策』の(4)にもあるとおり、協働の取組というのは、区の大事な戦略計画とされていますので、それを踏まえた取組を、ある意味、5つ目のものとして認識しているところです。

○会長 柱立てについての質問でした。今の段階で、この柱立てでは決定的に不十分かという、そうではないと思う。これから具体的な議論をする中で大事なところをしっかりと反映させるような方向で審議に当たっていただければと思います。

○委員 これを検討している過程では大江戸線の延伸という問題がそれほどクローズアップされていなかった。

ところが10月に入って、急遽、都知事が公に、着工の時期を含めて、それらしき発言をして、それが公表されているという現実を考えると、着工の前に何が起きるかという、環境アセスなのです。

大江戸線の延伸が、2020年、来年のオリンピック・パラリンピックが終わった後、2021年の大きな課題になってくるということ、今回の知事の動き等々と、都庁の動きを総合的に考えると、大江戸線の延伸は、ちょうどこの計画期間中の2021年から、まずは環境アセスという分野にかかわってくると考えられます。この(3)地域環境の中の、大江戸線の延伸という項目は、2021年以降の大きな環境問題になりますので、情報を集めるなど今から準備をされておいたらいかがかと思います。

○会長 貴重なご意見をいただきましたが、何かありますか。

○環境部長 今お話があったように、東京都知事が23区の区長とさまざまな意見交換をしている様子がインターネットで配信されていたのを私も見ました。練馬区長の、「練馬区は、常々申しているように交通インフラが非常に遅れているため、大江戸線延伸をぜひやっていただきたい」という要望に対して、知事が非常に前向きにお答えいただいたということだと思います。

地下鉄の延伸ということになりますと、当然、環境アセスなど、さまざまな問題が出てきます。練馬区には大江戸線延伸推進課があるので、情報を集めていきたいと思います。どうもありがとうございました。

○会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○委員 環境と防災についてです。最近台風などいろいろな問題が起こっています。

練馬区の場合は、白子川と石神井川の維持管理の問題です。練馬区だけでなく、東京都も関係してくると思いますが、人命保護の面でハザードマップが、言われている割には意外と知られていないのではないかという気がします。また、そこに住んでいる動植物の生息についても区民は知らないということで、その辺りの周知を徹底するような計画にしてもらいたいと思います。

○会長 いろいろなことが起こっていますので、時宜にかなった対応はしていると思いますが、今のご質問、ご意見に、何かありますか。

○環境課長 ハザードマップは、練馬区でも危機管理室で作成と周知を行っています。もし足りなければ、お問い合わせいただければお配りしています。ハザードマップを見て自分がどういうところに住んでいるのかというのをまず知った上で、先ほどのお話にありました河川の水位を知っていただく必要があるかと思います。石神井川は水位周知河川ということで、一定水位を超えると、今回の台風でも出たと思いますが、ニュースに「石神井川が一定水位を超えました」というお知らせが出る河川になっていたと思います。

白子川については確認を要しますが、少なくとも石神井川は水位を計っています。そのように周知も図っておりますので、それらの河川が一定の水位を超えたということを聞いたら、自分の地域が危険であれば、早め、早めの避難をしていただきたいと思いますと考えております。

白子川など河川と生き物については、調査をする機会もありますので、それに基づいて、周知をかけていけると考えております。

○会長 ほかによろしいですか。

○委員 資料1の『3 その他の主な取組』の『(3) 災害廃棄物処理の取組』のところ
です。

今回の台風19号では、千葉県、福島県で災害ごみが大変なことになっていたということです。私の知る限りでは茨城のように土地が広いところでは、それほど問題になっていないようですが。この「平常時からの取組を進める」というのは、素人考えでは災害ごみというのは日常使っていた電化製品や家具なので、想定外の量が出ると考えられる。大きな災害が起きたときに、どこかの空き地をごみ置き場として使うとしか思いつかないのですが、具体的にどのようなことを考えていらっしゃるのですか。

○清掃リサイクル課長 今回、台風15号や19号の影響で、千葉県や茨城県、埼玉県など関東でも被害が起きました。

その中で、特別区長会に環境省から支援の要請があり、区職員を派遣しています。まず、15号では千葉県の南房総市に4泊5日で第1次から第3次まで派遣しました。次に19号では、茨城県の常陸大宮市に第1次、第2次ということで、現在も職員を派遣しております。

今、委員がおっしゃったように、災害の状況、あるいはその自治体・職員の状況によって、全く様相が違うのです

先ほど、茨城は土地が広いというお話がありました。土地の広さという点も災害ごみの置き場としては大切なのですが、私ども清掃所管として大切だと考えているのは、ごみを分別することです。できる限りの分別をしてごみ置き場に置いていただく、このことが重要です。南房総市と常陸大宮市の2市に職員を派遣し、私も現場確認のため、2市に行きました。

その2市では、様相が全然違うのです。場所があるとごみの収集が迅速に丁寧にできているかという、周知がなかなかうまく行き渡らず、あらゆるものがごったに置かれているという状況がありました。そうすると、廃棄物の処理に、余分に時間と手間、お金もかかってしまうということが起きます。ですので、あらかじめの分別の周知というのも準備の一つとして必要だと考えています。

その方策として、先ほど環境課長からもありましたが、区の防災を担当する危機管理室で、全区民にお配りする防災の手引の改定作業に現在取り組んでおります。

その中で、これまで清掃所管では謳っていなかった災害ごみについても、区民に周知をしたいということを考えています。

それから、先ほど申しましたように、職員を災害の発生した自治体へ派遣して、そこで経験を積むことによって、スキルアップも図っていきます。

委員のお話にもありましたが、災害ごみ置き場ということが大切になります。現在区内を調査して、候補地を検討しています。

しかし、災害ごみ置き場はどこなのかということは、どこでどのような規模の災害が起きるか、そしてどの程度の量のごみが発生するかによって判断することになるため、今の段階ではお出しすることができません。

ですが、いざ災害が起きたときには、区として仮置き場の問題も含めて、迅速に、この災害廃棄物の計画がつかれるように、その準備は十分に今、行っています。さらにもっと経験も積みたいと思っていますところです。

そのように取組を進めます、ということ、今回、『3 その他の主な取組』の『(3) 災害廃棄物処理の取組』で謳わせていただきました。

○会長 どうもありがとうございました。ほかにいかがですか。どうぞ。

○副会長

『1 分野毎の目標・方針』の図をご覧くださいと、この絵の表示の仕方では、4つの分野が分断されています。

環境基本計画というのは、相互性と、関連性が必須です。例えば、「みどり」というのは、快適な地域環境とも非常に関係があるわけです。それから、自立分散型エネルギーと、省エネルギーにも「みどり」というのは当然必要です。それからみどりあふれる循環型都市。「循環型都市」だけを見ると、「みどりあふれる」という感じではないのですけれども、「みどり」というのは循環の一番重要な要素ということで、ある意味で全部が入れ子構造になっているのです。そこをうまくあらわさないといけない。1個1個を分断してそれぞれやっていけばいいというのは、環境基本計画というものとしては違うと思います。

ここで提案です。全体性という意味で、4つを包含するような概念というのもひょっとしたら必要なのかなと思うのです。あるいは、つぼです。ここを押せば、いろいろと変わるという、そのようにうまくあらわせるようなランドマークがあれば、環境基本計画の施策の目玉に持ってこられるといいと思います。

練馬区は、日本、あるいは東京の中で、環境をリードする地域ですので、これまでの環境基本計画とは違う、インパクトのあるものが練馬区から発せられると、とてもすばらしいのではないかと思います。以上です。

○会長 なかなか難しいところもあるのかと思いますが、貴重なご提案だと思います。

今お答えできる限りで、少し事務局の方から話をいただければと思います。

○環境課長 いろいろな意味での環境基本計画ということで、4つの分野を取りまとめて計画を策定していくという形になっています。

ここに「ビジョン」と書きましたが、練馬区のビジョンの上には「ランドデザイン」という大きな構想があります。

この「ランドデザイン」を踏まえた「ビジョン」があり、ビジョンには「基本計画」

があり、そして具体的にどうやって進めていくのかというのが「戦略計画」ということになっております。今回の環境基本計画では「戦略計画」を踏まえていくことで、ひいては大きな構想であるグランドデザインの実現を進めたい。「ビジョン」の環境分野の施策を体系化したものという位置づけで進めていきたいと思っております。ご指摘の部分はどう表現するかというところではありますが、基本的には今申し上げた考えで進めてまいりたいと思っております。

○会長 今の段階でご説明いただけるのはそういうことかと思いますが、副会長がおっしゃった考え方で、整理の仕方なり、位置づけなりを構築していければ、さらに環境基本計画としても、多少トップダウン型の体系が生かせるかもしれないと、個人的には思いますので、ぜひ、具体的なところで議論していただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

時間の関係がありますので、これで、この議題については最後の質問ということでしめさせていただきます。どうぞ。

○委員

「(2) エネルギー」のところに、「清掃工場の活用」というのがあります。

今現在、光が丘の清掃工場は建設中ですが、教えていただきたいことがいくつかあります。一つ目は、清掃工場では以前からのごみ発電はされていなかったのかということ。二つ目は、最近の清掃工場は熱効率が非常に高くなっていると思うのですが、前回のお話だと、清掃工場の維持管理については東京二十三区清掃一部事務組合がやっているということですが、練馬区で発電した電力は練馬区だけで活用していくことが可能なのかどうかということ。三つ目は、循環型都市を目指して、ごみ減量、リサイクルも資源化も進めて行くとなると、どんどん燃やして、ごみ量を増やして、発電していくという方向ではなくて、むしろ、ごみを減らしていくということが望ましいと思うのですが、循環型都市を目指しつつ、清掃工場が生み出す電力も無駄なく使っていくという、そのあたりの整合性はどのように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

○清掃リサイクル課長 まず一つ目、清掃工場におけるごみ焼却による発電は、近年に始まったことではなく、だいぶ前からであるということは認識しているところです。

ただ、これほどまでに発電ができるようになったのは、近年のプラントの技術の向上にあります。熱エネルギーを発電に変える技術力の進歩によって発電量は毎年、毎年、工場が新しくなるたびに21か所の工場総体として発電量が上がっていると言えます。

二つ目、練馬区で発電した電力は練馬区だけで活用していくことが可能なのかについてです。確かに、工場で発電したのを私たちにもらえないのかというような声を区民の方からいただくことがあります。

ですが、電気を渡すということは法律上なかなか簡単にはできないところがあります。清掃工場としては、発電したものを売電することによって収入、歳入を得て、それによって私たち練馬区が支払う分担金が少しでも少なくなるようにしていると理解をしております。

三つ目については、委員がご心配されたように、練馬区はごみ減量を掲げておりますし、清掃一部事務組合としても一廃計画の中で掲げているところです。

ただ、減量の努力はしてもごみはゼロにはならない。焼却しなくてはいけないごみを焼却

した余熱で発電をする。そういうことで、エネルギーを無駄なく利用していく、そういう意味では、循環型社会と矛盾するものではないと捉えております。

ここで言っている清掃工場の活用とは何なのかというところは、今後、この計画の細かいところをお示しして中身について説明させていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 この話題につきましては、今後も引き続き、ご意見やご質問をいただければと思います。次の環境指標の話について、ご審議をお願いしたいと思います。

それでは、まず、ご説明をお願いします。

○環境課長 環境基本計画に環境指標というものを設定して、その進捗状況を図っていくということを考えております。

その設定について説明いたします。

(環境課長が資料2の説明)

○会長 説明ありがとうございます。

環境指標の設定につきまして、ご質問、ご意見があればどうぞ。

○委員 まず、「みどり」分野に係る環境指標について、左ページの現行計画の環境指標②『区全体のみどりに対する満足度』が、右ページの新しい計画では①『練馬のみどりに満足している区民の割合』に変わっている。

これについて、アンケートの問いの内容が変わったのか、問いの内容は変わらずに同じような指標で、言葉が変わっているのかというところの理解を共有したく、教えていただけたらと思います。

○みどり推進課長 こちらの調査項目については、区民意識意向調査という調査の中の項目を指標としています。

現行の調査の質問が「練馬のみどりに満足している区民の割合」となり、質問のニュアンスが以前のものから少し変わりましたが、現在のニュアンスのものを環境基本計画に反映させているということになります。

○委員 設問の内容は変わらないということでしょうか。

私は、これの中身を具体的に存じ上げないのですが、「練馬全体のみどりに対して満足していますか」という問いに、「大いにしている」とか「全くしていない」など、例えば、1から5まで何段階かの点数があって、3以上だったら満足度が何%というような、そういう評価なのでしょうか。

○みどり推進課長 基本的には5段階評価と聞いています。

「満足している」、「おおむね満足している」の2つを合わせたものが『満足評価』、「あまり満足していない」、「不満である」の2つを合わせたものが『不満評価』、その他、「わからない」があります。評価の仕方は変わっていません。

○委員 もう一点お願いします。

右ページ⑫『リニューアルする「パワーアップカレッジねりま」の「みどり」「エコスタイル」分野の修了者数』について、修了者数が令和11年度で400人とありますが、これは年間の数値なのか累積の数字なのかを教えてください。スタートして11年度でトータル

400人ということでしょうか。

○**環境課長** 累計です。おおむね10年間ということで期間を設定していますので、1年間に40人ぐらいの卒業生という見込みです。

○**委員** 右ページの次期計画の基本目標、『快適な地域環境をつくる』の⑩『区内の都市計画道路の事業完了・着手率』、左ページの現行計画だと⑩『区内の都市計画道路の完成率』のところですか。

これが、新規の環境指標案として『区内の都市計画道路の事業完了・着手率』へと変更になっているのですが、現行計画での指標である「完成率」と次期計画の指標案である「事業完了」は実質的に同じです。着手率を入れて数値を上げたいという希望もあるのかと思ったのですが、わかりやすい指標ということで考えると、事業完了と着手率は中身が全く違うわけであって、指標としての評価、比較検討をするに当たっては、数値を分けた方がむしろいいのではないかと思います。この考えについてはいかがでしょうか。

○**環境課長** 複数の指標を設けると項目も増えるため、指標数はこの範囲で設定していきたいと考えています。

完成率については、計画から用地買収に入って、実際に完成まで行くには相当な年月がかかります。

おっしゃるとおり、指標としてはでき上がった完成率が何%かという方がわかりやすい部分もあるかもしれませんが、道路が全部でき上がらないと率が上がってこないということで、進み具合が全く補足できないという部分もあります。

そうしたことから、「取り組んでいるかどうか」というところも含めて評価をしていくという考え方も大事ではないかと思っております。

また、計画期間をおおむね10年で見ておりますので、その期間の中での進捗の動きを出していくには、こういった指標の考え方というのは大事なのではないかと考えているところであります。

○**会長** 完了した道路と着手した道路、両方の数字はあるわけですね。

その時点で完了している道路なのか、着手した道路かというのは、当然別に数字があるわけで、それを評価としては一緒にしたいと、こういう話なのでしょう。

けれども、委員からのご指摘のように、完了と着手の差は、なかなか大きい。計画して着手しても完了まで時間がかかるという実態も知らせることになるから、指標と別に完了率の内数として、着手しているものは何%というぐらいに書くのは、両方にとって不都合はないように思います。

環境課長のおっしゃるとおり、完了だと時間がかかって10年ぐらい値が変わらないということも場合によってはあるかもしれない。そうすると、何のために毎年進捗状況の評価をやっているのだという話になる。けれども、着手の方は、3年に1回ぐらいは進捗があるかもしれない。

だから、それを内数で書いて不都合があるかどうかということ。評価は両方合わせてやるのだというふうにすれば、両方の評価の程度は当然違うけれども、着手したものはいずれ完了するのはずだから、タイムラグがあるというだけと考えれば、着手率を内数で示して評価は両方合わせてやったとしても、おかしくはないのではというように、今の話を伺って思います。

どういう狙いでその指標にするのかということにも関係しているでしょうから、今日は、結論を出さなくて結構です。

○委員 今のご指摘に補足します。着手というのは非常に曖昧で、例えば地域説明会を開いた段階で着手ということもあるし、測量予算がついた段階で着手ということもある。変な言い方ですけども、数字をつくれるというか、この辺のところは指摘を受けてしまうと思うのです。

何でも着手にできますので、検討を始めたのも着手ですし。だから、この辺をもう少し詰めて何が着手かを具体的に書いた方が、僕は、本当はいいと思うのですが。

○環境課長 ご指摘のお話は、どういった数値がよりよい指標としてなり得るのか、それをどう表していくか、引き続き所管課とも協議して、調整できる範囲はしてまいります。着手の考え方については、恣意的な部分が入らないように、どこをもって着手とするかという基準を明確に持つような形での取組にしていきたいと思っております。

○会長 以上のことから、今回は再検討していただきましょう。

○委員 ⑧『管理不全な空家等およびいわゆるごみ屋敷に対する指導棟数』のところですが、これは指標が指導棟数となっているのですけれども、練馬区が指導する棟数という理解でよろしいでしょうか。その理解でいいとすると、全てのごみ屋敷を指導できるのではないかと思うのですけれども、違いますか。

○環境課長 空家に対する指導とごみ屋敷に対する指導の2種類の指導を考えております。基本的には、この指標は空家とごみ屋敷に対する文書指導の件数ということです。

ご質問の「全てに対応していく」の「全て」という意味にどこからどこまでのレベルの空家とごみ屋敷が含まれているのか捕捉しかねるのですけれども、区では、空家で危険なものというものを把握しておりますし、ごみ屋敷として対応すべきものというものを把握しております。

それらによる近隣への被害、ご迷惑の度合いが大きくなるないように、指導をしていく件数という数え方をしてまいりたいと思っております。

○会長 よろしいですか。

○委員 いわゆるごみ屋敷に対する指導棟数ではなくて、管理不全な空家とごみ屋敷の棟数とか、点数とか、それらを環境指標とすべきではないかと思えます。指導棟数というのでは迫力がない。むしろ、実数で、何棟あって、何件あってという方が、インデックスとしてはふさわしいのではないかと思ったのですが。

○会長 今のご意見について、いかがでしょうか。

○環境課長 先ほどお話ししましたとおり、区が危険家屋として対応しなければいけない空家棟数や、ごみ屋敷として対応しなければいけない棟数というのは、当然所管として把握しています。

ただ、目標値の設定という部分は、理想論で言えばゼロが正しいわけなのですけれども、空家にしてもごみ屋敷にしても所有者の方がおられます。ごみ屋敷には住んでいる方がいらっしゃると思います。

その方たちがすべきことが非常に大きく、行政として働きかけは強めてまいりますけれども、それだけで全部片付けられるか、行政が全て手を出して、片付けてしまうのかといったようなところも含めて考えますと、「では、10年後に何棟」というのがふさわしいの

かというのは非常に難しいところもあります。

また、所有者の方や原因者の方の状況が変わりますと、それで数目が動いてくる場合もあります。実数を出せば現状の把握はしやすいかもしれませんが、区が目標の棟数に向かって進んでいくという指標とするには難しい部分があると判断して、今回の指標（案）としたところです。

○委員 何でもかんでも行政におんぶ、抱っこという時代は、とうに終わって、最近は、権利の主張ばかりが前面に出てくる、そういう時代に入ってきています。

その中であって、ごみ屋敷であるとか、それから管理不全な空家について行政ができることには限界があります。これを、環境問題とって指標にするというのには根本的に無理がある。

指標の中に組み入れてきたということ自体は大変評価しますが、組み入れた結果として、それなりの成果を上げて、区民に対して「これだけ行政はやりました」と言うには問題があり過ぎることだと思うので、慎重に諮り、これを取り下げてもいいのではないかと。

むしろ、行政が指標として取り上げることに問題があるということで、1回は指標として考えたけれども、内部で検討した結果、取り下げる、ということがあってもいい。それぐらいの勇気を持った行政マンになってもらいたいと思います。

何でもかんでもやればいいのかということではないと思います。

○会長 なかなか難しい。個人的意見では、放置自転車もそうですが、おっしゃるとおり、余りにも日本の社会で所有権が尊重されて、人に迷惑をかけていても、本人が知らん顔を長い間できる、やや歪んだ社会になっているという気がしています。とはいえ、一方で何とかしてくれという話もある。

その中で、できる範囲でやらなければいけないということで指標として取り組まれていると思う。空家の数がどれだけあるのかというのが大事だというお話と、その中で、特に行政としてここまでは頑張って把握して指導していますというような話には両面あるように思う。そのどちらにしても、今、高橋委員がおっしゃったように、行政だけで100%解決できるかといったら、それはないと普通の住民は思うのです。

とはいえ、これは無理だから直ちにやめるというのはどうか。せっかく取り組もうとしているところなので。指標としてやってみると、多分、なかなか手が回らないとか、うまくいかないというのがはっきりしてくるから、一定期間試行的にやってみてはどうか。こういう話をもっと抜本的に取り組まないと、なかなか解決につなげるのは難しいということが、世の中全体で理解されるようになるのではないかと個人的には思います。

ここでこの指標をやめるというのは一つの決断だけれども、せっかく区として取り組んで、多少の予算をつけて始めていると思うから、何かの形でその環境指標の達成状況がどの程度で、どう評価できるかというのを、数字として出てくるようにしておいた方が、仮にこの指標をやめるにしてもさっぱりとやめられるのではないかと思います。

○環境部長 いろいろとご意見をありがとうございます。

ちょっと前までは、こういう空家やごみ屋敷が行政の取り組むべき課題として挙がってくるということは我々も想像していなかったところですが、昨今、これから日本が人口減少になっていくので、必然的に空家の数が増えてくるだろうと、ある意味危機感を持っています。

東京は、まだ空家としては、地方に比べると人口もまだ増えているので、それほど切実な問題としてまだまだ区民の皆さんにも周知が行き渡っていないところもあると思います。一番問題なのは、東京は空家の率は確かに低いかもしれない。ただ、住宅戸数で言うと圧倒的に多くなるのです。戸数が地方と桁違いですので、10%の空家が発生したときに、地方であればこのくらいなのが、東京だと、数で言うとその10倍ぐらいになってしまうということで、私どもも手おくれになる前に、区民の皆さんに自主的に空家にしないで活用するなり、更地にして売却するなり、そういったことを考えていただきたいということで、いろいろと今、相談会やセミナーを開いています。

最終的に空家が限りなくゼロになり、ごみ屋敷も限りなくゼロになるのが好ましいのですが、なかなかそうは言っても難しいところがありますので、私どもとしても、3年前から空家の対策には取り組んでいます。できれば我々も、空家問題、ごみ屋敷問題がどのぐらい進んでいるかということ把握するためにも、この指標は出していきたいと思っています。

ただ、取り上げ方については今日さまざまなご意見をいただきましたので、もう少し検討させていただきます。よろしく願いいたします。

○会長 部長がおっしゃったような扱いにさせていただくということによろしいでしょうか。

○委員 今のごみ屋敷の件ですが、高橋委員が権利と義務というお話もなさりましたけれども、権利と義務で問題なのはごみ屋敷の所有者のこと。ごみ屋敷は、周りから苦情が出るから区として取り上げているということなのですよ。そうではないのですか。ごみ屋敷自体が問題なのですか。

要は、周りから臭いとか汚いとか、いろいろな動物が寄ってくるとか苦情が出るから、だから行政として環境問題として取り上げなければならないという意味だと思うのです。

僕は、そういうふうに理解をしているのですけれども、仕事上で対応していると、このごみ屋敷の人自体は権利ばかりを主張して、自分の義務について全く理解をしていない人が多いです。なので、これは、その人の問題だから別に行政が立ち入る問題ではないのですが、要は、その地域環境が悪化するからということで行政が取り上げるというふうに理解しているのです。

そうすると、10年後に指導棟数が今の3倍ぐらいの数値になるという、この根拠は何なのか。今までの経過から見てこのぐらい増えてしまうのではないかと思っているのか、あるいは、このくらいになりそうだなという何かが実際あるのかどうか。

令和11年度で指導棟数260という根拠も教えていただけますか。簡単に結構です。

○環境課長 住宅・土地統計調査という国の調査によると、現在の空家率は約9.7%。練馬はここ数年、20年か30年ぐらい、大体10%前後で大きな変化がないのですけれども、そうは言いつても、だんだん古い家のゾーンに迫ってきます。

今後はそこが増えていくということが十分予想されますので、その辺りを見据えた数値での設定をしています。

ごみ屋敷の捉え方ですが、周辺環境に与える影響が大きいことから、お話にあったとおり、環境課として解消に向けて取り組むということにしております。お話のありましたとおり、原因者が一番のところではありますけれども、その原因の持ち方もさまざまで、怠

惰からごみを溜めてしまう方もいらっしゃるでしょうけれども、さまざまな課題を抱えて、そうなってしまったという方もいらっしゃいます。

ある意味で福祉的なアプローチもしていかなければいけない。単純にごみだけ片付ければ済むものでもないといった部分もありますので、その辺はご本人の状態を含めながらの丁寧な対応と、周りへの配慮との両面から対応しているという状況でございます。

補足説明させていただきました。

○会長 環境指標につきましては、幾つかご意見や具体的な改善案についてご提案もありました。事務局の方でも、それを受けて幾つか検討されているようでありますので、その点を含めまして、基本的に環境指標については、これによろしいということで先に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 それでは、報告事項の羽田空港機能強化に関する新飛行経路の決定等について、引き続き事務局からご説明をいただきます。

○環境課長 それでは、資料3をご覧くださいと思います。羽田空港の機能強化に関する新飛行経路の決定等についてです。

(環境課長が資料3の説明)

○会長 ご説明ありがとうございました。

この件については、この審議会でも、その都度、ご報告をいただいていたところですが、今のご説明について何かご質問等がありましたらどうぞ。

○委員 今日自宅に、11月に住民説明会が何か所かであるということで資料が送られてきました。その資料の地図には、新飛行経路と称して、北風運用時と南風運用時と書かれています。練馬区に関しては北風というのは今まで全く考えていなかったのだけれども、地図で見ても北風運用時には練馬区には入らないからいいのですが、これは間違いないですね。練馬区上空を飛ぶのは南風運用時のみですね。

北風運用時にも練馬区上空を飛ぶのではないかと誤解を招くような資料が住民説明会のために今日送られてきたのです。地図をよく見ればわかるけれども、このような小さい地図では練馬区がどこに表示されているのかわからない。

練馬区上空を飛ぶのは南風運用時に限定しているのだから、こういう余分なことは、これからの資料の作成をするときには出さないことです。これでは北風運用時が今度加わったのかということになりかねないから。

○環境課長 今回、第6フェーズということで6回目の住民説明会を行うことを国が昨日発表いたしました。

今、お話がありましたとおり、練馬区は11月18日、19日は練馬区役所アトリウムにて、来年の1月18日は光が丘区民センターにて、この飛行経路に関する住民説明会を、オープンハウス形式で、行っていく予定です。

町会および自治会、区立施設に説明会の周知チラシをお配りしたところです。

この資料は国が作ったもので、北風運用時に上空を飛ぶようになる江戸川区と、南風運用時の練馬区のみを両区に対応できるように、北風、南風の両方を載せています。

確かに、よく見れば練馬区は北風運用時の線はかかっていないというのはわかるのですが、誤解を招きやすいところがありますので、国にはその旨、機会があれば要望をしていきたいと思います。

練馬区上空を飛行するのは、説明のとおり、南風のときの15時から19時の4時間のうちの実質3時間程度ということに変わりはありません。

○委員 新飛行経路で、離陸着陸で大体1時間当たり90回ということですが、練馬区で関係するのは、離陸のときは関係ないとは思いますが、この着陸というのは1時間あたり何回ぐらいになるのですか。

○環境課長 先の資料でもお示しした中で、今回の中で特に明記はないのですけれども、2本の経路が羽田空港に向かっていきます。

左側がA滑走路、右側がC滑走路ということで、左側のA滑走路部分が練馬区に大きくかかわってきます。

これは、左側の方の経路は、おおむね1時間に14便程度と言われております。右側のC滑走路の方、こちらは好天時には練馬区は直接通らない、かすめるような形で豊島区上空で旋回して、そのままC滑走路に入っていくのですが、こちらは1時間に30便程度と言われております。

それが15時から19時のうちの実質3時間程度、1時間当たり90便程度の発着で増便が可能になるということです。

○会長 ほかに、いかがですか。特になければ、この議題についてはこれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 以上で本日の議題は全て終わりましたが、最後に全体をとおして何かありますか。

(なし)

○会長 それでは、事務局から何かご連絡があればお願いします。

○事務局 次回は、11月22日(金)午後3時から、こちらの庁議室で開催の予定となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。通知などは後日お送りいたします。

本日の会議録については皆様にご確認をお願いするようになりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○会長 それでは、以上をもちまして本日の環境審議会を終わりにさせていただきます。ご審議ありがとうございました。